

小松島市建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市が発注する建設工事の指名競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について、特別の理由があるときは次条から第7条までの規定にかかわらず業者を選定することができる。ただし、この場合において、業者の工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「資格審査要綱」という。）第6条の規定により等級別に格付けされた者とする。

(格付け)

第3条 業者の格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果算定された客観的事項（経営規模、経営状況、その他の評価項目）による客観的点数及び資格審査要綱第6条第1項第2号の規定に基づく基準による審査の結果算定された主観的点数（建設工事等の格付けを定める場合の主観的点数算定要領による）の合計により、別表に掲げる区分とする。

2 主たる営業所を市外に設置している市内出身の業者は、市内に営業所を設置し、商業登記簿謄本等の記載、法人市民税等の納付が確認された場合、市内業者として格付けする。

3 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高のない者は、入札に参加する資格を与えないとともに格付けを行わないものとする。

(等級別格付けの有効期間)

第4条 資格審査要綱第6条の規定による等級別格付けの有効期間は、当該決定のあった日から起算して、翌年（県内業者、県外業者については2年後）の等級格付けの前日までとする。

(等級別発注金額)

第5条 建設工事の等級別発注金額は、別表のとおりとする。

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の標準発注金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから選定するものとする。ただし、特殊な事情のある工事（地権者又は管理者等）については、上位2等級の優良業者及び下位2等級の資格を有するもので工事成績が特に良好と認められる者のなかから選定することができる。

2 格付けされていない工事については、地域性、経営規模及び工事实績等を勘案して選定するものとする。

3 適格業者の選定数の基準は、3者以上とする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別の理由があ

るときは、前条の規定にかかわらず適格業者を選定することができる。

(建設工事等審査委員会への諮問)

第8条 小松島市が施工する建設工事における業者の選定については、小松島市建設工事等審査委員会の審議に諮るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 小松島市建設工事請負業者選定要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年6月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

土木一式工事

| 等級 | 算定数値の合計 | 設計金額（税込） |
|----|--------------|--------------------|
| A | 830点以上 | 1,500万円以上 |
| B | 700点以上830点未満 | 1,000万円以上1,500万円未満 |
| C | 600点以上700点未満 | 500万円以上1,000万円未満 |
| D | 600点未満 | 500万円未満 |

建築一式工事

| 等級 | 算定数値の合計 | 設計金額（税込） |
|----|--------------|--------------------|
| A | 750点以上 | 5,000万円以上 |
| B | 640点以上750点未満 | 1,200万円以上5,000万円未満 |
| C | 640点未満 | 1,200万円未満 |